

合併協議会ニュース

編集・発行 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会事務局
住 所 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL(0133)76-1101 FAX(0133)72-5990
e-mail ishikari1@ishi3-gappei.jp
URL http://www.ishi3-gappei.jp

第3号

平成15年6月18日発行

合併協議会は、合併の判断材料として「合併するとした場合の姿」を協議する組織です。

第2回協議会の内容

【第27次地方制度調査会中間報告概要説明】
共通委員のお二人に説明していただきました。(詳細別掲)

【報告事項】

専門部会の設置状況、新市まちづくり懇話会の開催状況について報告しました。

【協議事項】

協議第1号

合併の方式について(2ページで解説)

協議第2号

新市の名称について

協議第3号

新市の事務所の位置について



第2回合併協議会開催の様子(傍聴者数46名)

- この3つの協議項目は、基本的な協議項目として重要であり、優先して時間をかけ様々な議論を行ない検討を重ねて行くべき項目と考え、第2回の協議会の議題として提案しました。今回の協議会では、多くの意見が出され、議論を集約するような状況には至りませんでしたので、引き続き次回協議会で協議することになりました。主な意見を掲載します。
- 方式、名称、事務所の位置について
- 合併の方式を提案された時点で、多くの市民が「合併が決まった」というイメージを持っている。
- この協議会は市民が合併を判断する資料を作成する場である。新市の名称は市民の声を聴くべき。
- 方式については協議会費用を均等に負担しているのだから新設合併と考える。
- 新設は事務的なエネルギーを要するのではないが、石狩市の規模と厚田村・浜益村の規模を比べたら、石狩市へ両村を編入する方が混乱を最小限に抑える意味がある。
- 合併問題は自治体の人口・規模の大小にかかわらず対等である。新設合併で望むべきである。
- 当然のことながら対等合併である。厚田村・浜益村の村民は編入合併だと納得しないとと思う。
- 合併は3つの地域の住民が1つの意識のもとに、新しい地域を創造することだと思ふ。3つの地域を1つにするということは精神のうえで対等でないならばならない。しかし、事務的作業量が莫大であることから編入合併が妥当だと思ふ。名称は変更すべきと考える。
- 町村の過疎化が進み、都市にすべてが集中しているのは時代の流れなのだから、現実を認識し、本当の自治を作って行かなければならない。合併の方式などにこだわらず、みんなで豊かな地域を作りたい。
- 今後の協議の進め方について
- 方式とか名称よりも住民福祉の向上やまちの発展がどうなるのかが一番の関心事だ。今日は結論を出さない方がいい。
- この議案の協議は時間をかけるべきだと思ふ。新設・編入のパターンの資料を出せる範囲で出してもらわなければ、決められる状況にない。
- それぞれの地区で、この議案を持ち帰って検討する時間が欲しい。
- 事務レベルの合併ではない。地域住民のための合併であることを念頭に置いて、もう少し住民の声を聴いたうえで協議すべき。
- 今日の3つの問題は地域の課題を出し合う率直な素材だと思ふ。これを持ち越えなければ、お互いが納得した形で今後の協議は進められないと思ふ。
- この協議会はそれぞれの議会で議決し

第2回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会議案

報告議案	項目	結果
報告第1号	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程について	承認
報告第2号	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会専門部会の設置状況について	承認
報告第3号	新市まちづくり懇話会の開催状況について	承認
報告第4号	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第8条第2項の規定に基づく協議書を変更する協議書について	承認

協議議案	項目	結果
協議第1号	合併の方式について	継続
協議第2号	新市の名称について	継続
協議第3号	新市の事務所の位置について	継続
協議第4号	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程(案)について	承認
協議第5号	石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会の設置について	承認
認定第1号	平成14年度石狩市・厚田村・浜益村合併協議会決算認定について	承認

て設置されたのであるから、協議の入り口の段階で議論し合う議案であると思う。協議会のやるべき仕事として進めるべき。

・地域のエゴを言っている場合ではない。避けて通れない問題であるのだから、オープンな意見交換によって協議して行きたい。

協議第4号
石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程(案)について

協議第5号
協議会小委員会の設置について

・議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会
・新市建設計画小委員会
・地域自治組織等小委員会
の3委員会を設置し、市村長・議会議長を除く協議会委員の方が担当することになりました。

(3ページ合併協議会委員名簿参照)
認定第1号
平成14年度協議会決算認定について
平成15年1月から3月までの収入・支出について、監査委員から監査結果の報告を受け承認されました。

地域自治組織のタイプ
現行の合併特例法では、合併後の住民自治を確保するため「地域審議会」を置くことができるものとされていますが、中間報告によると、平成17年4月1日以降の新しい法律で、合



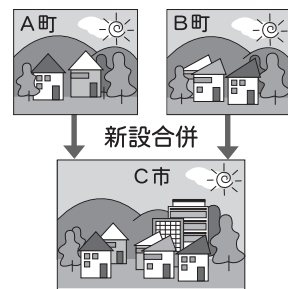
第27次地方制度調査会とは、内閣総理大臣が地方行政制度の構造改革について意見を聴く機関です。この5月6日に提出された「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」について、今後の合併協議に大きな影響があると考えられることから、第2回合併協議会において共通委員のお二人に概要を説明していただきました。(内容抜粋)

第27次地方制度調査会中間報告の概要説明について

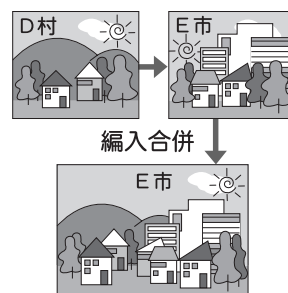
合併の方式

市町村合併の方式には、「新設合併」と「編入合併」の二つがあります。

「新設合併」とは、二つ以上の市町村を廃して、その区域をもって新たに一つの市町村を置く場合をいいます。



「編入合併」とは、一つ以上の市町村を廃して、その区域を既存の他の市町村に加える場合をいいます。



併後の住民自治を強化するため「地域自治組織」を設けることができることとされています。これは2つのタイプに分かれており、「行政区的なタイプ」と「特別地方公共団体とするタイプ」になっております。

「行政区的なタイプ」については、合併市町村の組織の一部とされ法人格はありません。例えば、政令市の区のようなイメージで、その長は任命制となっています。

一方、「特別地方公共団体とするタイプ」は法人格があり、また、合併市

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員名簿

選出区分	職名等	氏名	1小委員会区分
市村長	石狩市長(会長)	田岡 克介	
	厚田村長(副会長)	牧野 健一	
	浜益村長(副会長)	木村 康美	
議会議長	石狩市議会議長	神崎 征治	
	厚田村議会議長	福沢 和夫	
	浜益村議会議長	工藤 榮一	
議会選出	石狩市議会議員	加納 洋明	建設計画
	石狩市議会議員	高田 静夫	議会・農委
	石狩市議会議員	中野 文能	自治組織
	石狩市議会議員	堀 弘子	自治組織
	石狩市議会議員	熊倉 正博	議会・農委
	石狩市議会議員	長原 徳治	建設計画
	石狩市議会議員	池端 英昭	建設計画
	厚田村議会議員	河合 英治	自治組織
	厚田村議会議員	河合 雅雄	建設計画
	厚田村議会議員	田村 嘉瑞	自治組織
	厚田村議会議員	阿部 政二	議会・農委
	厚田村議会議員	成田 一夫	議会・農委
	浜益村議会議員	佐々木友治	議会・農委
	浜益村議会議員	神田 一昭	自治組織
	浜益村議会議員	岸本 正吉	建設計画
	浜益村議会議員	羽立 福光	議会・農委
	浜益村議会議員	越智 正男	自治組織
石狩市	石狩商工会議所会頭	酒井 敏一	議会・農委
	石狩市文化協会事務局員	山根 利子	建設計画
	石狩市PTA連合会副会長	村重 節子	議会・農委
	石狩市連合町内会連絡協議会会長	佐藤 豊治	自治組織
	石狩市社会福祉協議会会長	小林 義行	自治組織
	一般公募	浅井 秀樹	建設計画
	一般公募	飯尾亜紀仁	自治組織
	一般公募	小池 弓夫	建設計画
	一般公募	坪田 清美	議会・農委
	一般公募	藤原 市子	建設計画
	厚田村農業委員会委員	伊藤 一治	議会・農委
	厚田漁業協同組合代表理事組合長	相原 一男	建設計画
	厚田村商工会会長	沢田 富男	建設計画
一般公募	鈴木日出男	自治組織	
一般公募	桐山 和郎	自治組織	
浜益村	北石狩農業協同組合理事	後藤 崇	議会・農委
	浜益漁業協同組合代表理事組合長	中村 東伍	建設計画
	浜益村商工会会長	大山 弘行	建設計画
	浜益村自治会連合会会長	石橋 千春	自治組織
浜益村自治婦人会連絡協議会会長	岸本 アイ	自治組織	
第8条第2項(共通委員)	北海学園大学法学部政治学科教授	佐藤 克廣	2小委員会に参加
	北海道石狩支庁地域政策部長	田中 宣律	2小委員会に参加
監査委員	厚田村代表監査委員	土門 隆一	
	浜益村代表監査委員	北嶋 富作	

(平成15年6月4日現在)

- 1 議会・農委・・・議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会
建設計画・・・新市建設計画小委員会
自治組織・・・地域自治組織等小委員会
- 2 共通委員は全小委員会に参加

町村の補助機関を兼ねることができるともとされています。例えば、東京都の23区のようなイメージで、その長や議決機関の公選制を検討することになっております。

「地域自治組織については、今後、国において検討する必要がある事項が多いため、詳細は新しい法律の制定による制度化の状況を見極める必要があります。」



北海学園大学
法学部政治学科教授
佐藤 克廣 氏

組織の財源については、「行政区的なタイプ」については中間報告には明記されていませんが、合併市町村の予算措置によるものと考えられます。「特別地方公共団体とするタイプ」については、原則として合併市町村からの移転財源によるものとされ、課税権や借入金をする権限については認めないこととし、市町村の重要な財源である地方交付税についても、合併市町村について算定し合併市町村から交付さ

地域自治組織の今後の動き
地域自治組織の財政面についてですが、中間報告では、市町村の重要な財源である地方交付税は基礎的自治体

ついて算定交付と書いております。特別地方公共団体とするタイプの地域自治組織をつくっても、それを維持運営する費用を交付税で見ているのか、見てくれないのかは不明確であり、今後の審議がまさに注目される状況にあります。

また、強制合併的な要素が完全に消えたわけではなく、知事の勧告などによる合併というのが、将来何年か先に見えているような書きぶりにもなっています。地域自治組織をつくれれば問題が解決できるかどうかについても不明確であり、11月の段階で出される最終答申や法制度化される段階でどうなるかということですが、これも総務省サイトは、地域自治組織については新しい法律ではなくて、

合併特例法を改正して何らかの方式を入れ込もうということを考えているようで、2005年の4月1日以降ではなく、もう少し早めに地域自治組織的なものが、法制度化される可能性もあるやに聞いておりますけれども、これについても不確実であります。

三位一体改革に注目
一番の問題は、三位一体改革(国庫補助負担金削減と地方交付税制度の見直し、国から地方への税源移譲)がどうなるかということで、地方交付税全体が削られてしまうと、いくら合併特例債を地方交付税で面倒を見ますよと言っても、それ自体の財源がなくなるといって可能性もあり、その辺りは流動的ですので、私はむしろ三位一体改革の方を少し注目したいと思っております。

